

★ 墓碑等の工作物の制限について

東根市大平山みはらし霊園の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

（使用の制限及び基準）

第5条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を完納するまで、墳墓又は碑石若しくは形象類（以下「工作物」という。）を設け、又は焼骨、遺骨若しくは遺品（以下「焼骨等」という。）を埋蔵してはならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 工作物は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 墓地に施設することができる工作物は、1基とする。
- (2) 工作物の高さは、区画前面縁石の上面から2.3メートル以内とする。
- (3) 柵及びこれに類する施設の高さは、区画前面縁石の上面から0.80メートル以内とする。
- (4) 盛土の高さは、区画前面縁石の上面から0.5メートル以内とする。
- (5) 工作物を設ける墓地の範囲は、区画縁石の内側とする。
- (6) 工作物の向きは各区画の南側の構内通路を正面にして設置しなければならない。
- (7) 区画内に植樹は、行わないこととする。

3 使用者は自己の使用する墓地について、工作物の安全を保持し、常に清潔を保たなければならない。

